

第1 実態調査の目的等

1 本調査の趣旨・目的

我が国においては、今後の経済社会の持続的な発展を可能にするため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題となっている。しかし、携帯電話端末やゲーム機などの小型電子機器等が使用済みとなった場合、鉄やアルミニウム等の一部の金属を除き埋立処分されていた。

こうした状況を踏まえ、使用済みとなった携帯電話端末、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）、扇風機等の小型電子機器等（これらを合わせて、以下「使用済小型家電」という。）の再資源化を促進するため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）が制定され、平成25年4月から、市町村等の関係者が自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形で再資源化を促進することにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることとされた。

環境省の「市区町村における使用済小型家電リサイクルへの取組状況に関する実態調査」（以下「市町村実態調査」という。）によると、平成28年4月現在、約7割の市町村において小型家電リサイクルが実施されており、また、約1割の市町村において実施に向けて調整中となっている一方で、約2割の市町村においては、参加に伴う経費負担等の問題から未参加又は参加するか否か未定としている。

また、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」（平成25年3月経済産業省・環境省告示第1号。以下「基本方針」という。）では、使用済小型家電の再資源化を実施すべき量の目標として、平成27年度までに、市町村等により回収され再資源化した量を全国で1年当たり14万tにすることが掲げられていた。しかし、その実績は、平成25年度が2.4万t（目標の17.1%）、26年度が5.0万t（目標の35.7%）、27年度が6.7万t（目標の47.9%）と目標を下回った状況であったことから、小型家電リサイクルの効果を上げるためには、更なる取組の促進が必要となっている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、小型家電リサイクルの効果的な実施を図る観点から、市町村の小型家電リサイクルの取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

- (1) 調査対象機関 環境省、経済産業省
- (2) 関連調査等対象機関 都道府県、市町村、関係団体等

3 実施時期

平成28年8月～29年11月